老人福祉センター デイサービスセンター が開設一周年

村民の健康づくりと地域・在宅福祉を推進

高齢化社会が一層進む中で、「健康で豊かな福祉村」をめざし、地域・在宅福祉と村民の健康づくりの拠点として建設された、老人福祉センター「横雲荘」、デイサービスセンターが開設して一年を迎えました。そこで、両施設がどのように利用されているのかご紹介します。

老人福祉センター「横雲荘」

横雲荘は、村民の健康づくりのために各種保健事業や生きがい対策事業などのほか、村民の憩いの場として幅広く利用されています。

作業室を使った高齢者の生きがいと創造の事業では、毎週、陶芸、木工芸、竹工芸、藤工芸の四つの教室が開かれ、七十人余りのお年寄りが参加し、それぞれの教室で思い思いの作品づくりに意欲的に取り組み、いきいきとした活発な活動が行われています。

また、昨年のオープン以来、横雲荘の利用者数は、この二月末で五、三一三人（有料利用者）に昇り、そのうち老人（六十歳以上）が四、〇一五人、一般で一、二九八人となっており幅広い村民の方から利用されています。

なかには毎日のように訪れる方もおり、みなさんゆっくりと入浴を楽しんだり、持参した弁当を食べながら友だち同志おしゃべりしての情報交換の場として、また、一日のんびりと過ごす憩いの場となっています。ぜひ利用してみてください。

▲「横雲荘」でくつろぐ利用者のみなさん

▲藤工芸教室でいきいきと活動する参加者

デイサービスセンター

現在、デイサービスには二十四人余りの方が登録し、入浴や食事、日常動作訓練などそれぞれの人に合ったいろいろなサービスを受けています。

登録者は身体が弱く、なかなか外へ出られないお年寄りのみなさんで、ここでは、利用者相互の交流から孤独感を解消するとともに、日常訓練によって心身機能の保持増進が図られています。また、介護する家族の身体的・精神的な苦労の軽減も図られており、利用されているお年寄りや家族の方から、通所するようになって「機能が前より回復してきた」、「生活の中に時間的余裕が持てるようになった」など大変喜ばれています。

▲特殊浴室でなごやかに入浴

デイサービスをご利用ください

■**対象者**…村内に在住するおおむね六十歳以上のお年寄りで、身体が虚弱のために日常生活を営むのに支障がある人及びその介護者。

■**サービスの内容**
・入浴・給食サービス・生活指導・日常動作訓練・養護・家庭介護者教室・健康チェック・送迎（リフトバス）

■**利用料**（一回当たり）
・送迎　二四〇円
・入浴　五八〇円
・食事　二三〇円

■**利用曜日及び時間**
・月・火・木・金曜日
（但し祝祭日は除く）
・午前九時～午後三時

■**利用の申込み**
役場保健福祉課または、地区担当の民生委員へ

※デイサービスのくわしいことは、役場保健福祉課（☎三八五―二一一一）へお問い合わせください。

◀機能回復訓練室での動作訓練

▲リストバスでの送迎

下水道整備（供用区域）

平成元年度で66ヘクタールに

横越地区の上郷、下郷の一部及び、二本木中地区の下郷の一部の区域十五ヘクタールが、みなさんのご協力により工事が完了し、三月三十一日から下水道が使用できるようになりました。

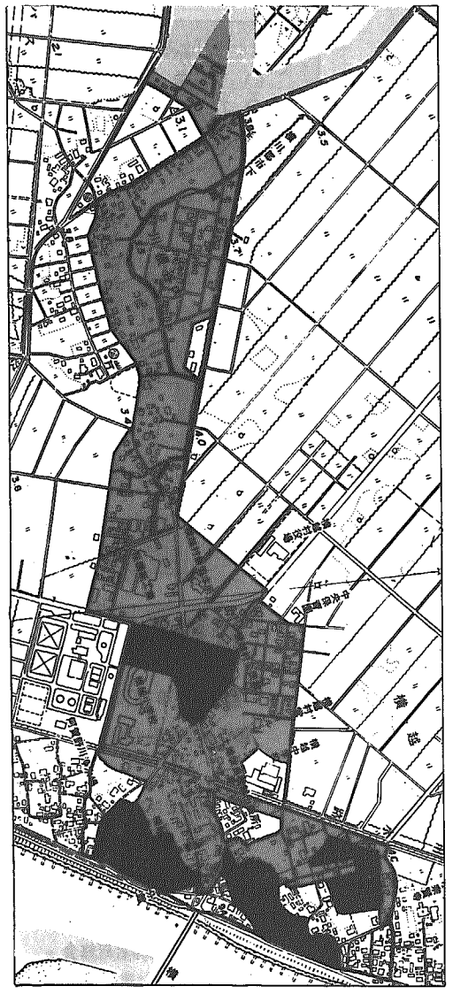

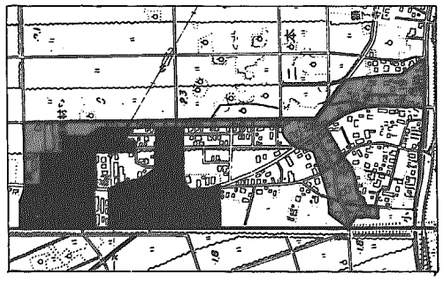
今回供用開始区域
供用開始済区域

〝三年以内に水洗トイレに改造を〟

供用開始の公示がされますと、各家庭内の台所や風呂場、水洗トイレなどの排水を流すため、公共汚水ますに接続するまでの排水設備（私設下水道）を、すみやかに造るよう法律で義務づけられています。

〝今回の供用開始区域の場合〟

平成二年三月三十一日から平成五年三月三十日までに水洗トイレに改造していただくことになります。

また、すでに水洗化されているご家庭も、すみやかに浄化槽を廃止し、直接公共下水道に接続していただくことになります。この方が将来を考えると経済的で有利です。

〝排水設備の工事費は〟

宅地内の排水設備工事は個人負担となります。工事費は家庭の状態などによって異なりますが、標準的には三十五万円から四十万円位かかります。（大工、左官などの費用は含まれません。）

〝工事の申し込みは指定工事業者へ〟

排水設備や水洗トイレに改造するときは村が指定する業者に依頼しなければなりません。

指定業者以外では工事はできないことになっています。

指定工事業者と工事契約をしますと、工事の手続きなど皆さんに代って一切の手続きをしてくれます。

〝下水道使用料の汚水量はどう計る〟

下水道の使用を開始しますと処理場や管渠などの維持管理費として汚水量に応じて下水道使用料をいただくことになります。

使用料は汚水量十立方メートルまでが基本料金で一、一三三円（消費税三％含む）です。十一立方メートル以上については超過料金をいただきます。汚水量は水道使用量を汚水量とみなします。

排水設備の融資制度

四月より融資額・利子補給等を改正

村では、水洗トイレが早く行きわたるよう排水設備および水洗トイレ改造工事に必要な資金の融資（大工、左官などの費用は除く）のあっせんをします。また、その利子の全部又は一部を補給します。

▽**融資あっせんの条件**
①処理区域内の建築物の所有者および土地所有者の同意を得た方
②村税及び下水道受益者負担金を滞納してない方
③貸付けを受けた資金の返済能力を有する方
④連帯保証人一名を付すことができる方

▽**融資額**
工事一件について**五十万円**が限度です

▽**融資の利率**
金融機関と協定した利率となります

▽**融資時期**
工事が終わり検査合格後となります

▽**融資の方法**
最高**三十六回**の元金均等月賦償還です

▽**利子補給**
○供用開始した日から**一年以内**に水洗化した人―**利子の全額を補給**
○供用開始した日から**二年以内**に水洗化した方―**利子の半額を補給**

詳しいことは、役場企業課下水道係に問い合わせ下さい。

横越村排水設備等指定工事業者一覧表

工事業者名	所在地	電話
㈱伊藤工業	京ケ瀬村大字窪川原243番地	(0250)67―2626
小木工業㈱	亀田町元町３丁目５番43号	382―3171
風間建設工業㈱	〃　砂崩307番地	381―4962
神田設備工業	横越村大字横越3544番地	385―2369
㈲佐藤工業所	亀田町稲葉２丁目９番１号	381―3507
新設工業所	〃　曙町１丁目１番47号	381―4633
山田水道工事店	横越村大字二本木1257番地の４	381―4614